

公益社団法人日本ダーツ協会 選手選考規程

第1条 (総則)

- 1 公益社団法人日本ダーツ協会（以下「本協会」という。）定款第4条2項の規定に基づき、国際大会代表選手として、本協会が選抜する選手の選考基準について定める。
- 2 選抜選手を派遣する大会は下記の通りとする。
 - (1) 世界ダーツ連盟(WDF)が主催する国際大会
 - (2) プロフェッショナル・ダーツ・コーポレイション(PDC)が主催する国際大会
 - (3) 国外のダーツ統括団体が主催する国際大会であって、前2項に準じる大会

第2条 (選手選考基準)

- 1 国際大会に派遣する選手の選考基準は、本協会が認定する日本ランキングによるものとする。
- 2 男子については、参加資格を有する選手のうち、ランキングの上位から順に8名まで、女子については、参加資格を有する選手のうち、ランキングの上位から順に2名までを、国外派遣候補選手とする
- 3 選手ランキングは、毎年度開始時に、前年度のランキングを発表するものとし、当該年度中の選手選考基準は、前年度のランキングを基準とするものとする。

第3条 (選考条件)

- 1 ランキングにおいて選考候補となっている競技者が、国際大会への参加を希望しない意思表示をしている場合、選考の対象にならないものとする。
未成年の競技者であって、親権者が同様の意思表示をしている者も、選考の対象にならないものとする。
- 2 資格停止等の欠格事由のある競技者は選考の対象にならないものとする。
- 3 国際大会参加にあたり、各選手の自己負担金額として定められた金額を支払う意思および能力のない競技者は、選考の対象にならないものとする。
- 4 国際大会の派遣期日までに、有効な旅券および査証（必要とされる場合）を取得する見込みのない競技者は、選考の対象にならないものとする。
- 5 本協会の主催する強化合宿に参加しないなど、代表選手として研鑽する意思がないものとみなされる者

第4条 (国籍条件)

前2条に定める選考条件および選考基準を満たしている競技者が、日本代表選手として派遣候補となるためには、日本国籍を有している、または特別永住者である者でなければなりません。

ればならないものとする。

第5条（派遣候補選手の選考手順）

- 1 選考担当理事は、前3条の基準ないし条件を満たす競技者（派遣候補選手）のリストを作成し、理事会に報告するものとする。
- 2 理事会は、前項のリストに基づいて、派遣候補選手本人の意思を確認した上で、派遣選手を決定する。
- 3 選考担当理事は、会長が指名するものとする。

第6条（不服申立）

理事会の選手選考決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

第7条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、平成 年 月 日から施行する。